

いちご一会とちぎ国体佐野市競技会場管理運営要項

（目的）

第1条 この要項は、佐野市で開催する第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」の競技会場における秩序の保持と円滑な運営を図るため、会場に入場し、又は入場しようとする者（以下「入場者等」という。）が遵守すべき事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要項において「会場」とは、いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会佐野市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が使用する競技会場及び関連施設（休憩所、通路、売店、駐車場、おもてなしのために市実行委員会が使用するエリア内の施設を含む。）並びに練習会場をいう。

（管理運営者）

第3条 この要項に基づく会場の運営管理者は、市実行委員会会長（以下「会長」という。）とする。

（業務の処理）

第4条 この要項に基づく業務の処理は、いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会佐野市実施本部及び市実行委員会事務局の職員（以下「職員」という。）が行う。

（持込禁止物）

第5条 入場者等は、会場に次の各号に掲げる物を持ち込んで서는ならない。ただし、会長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 銃器類
- (2) 刀剣類、包丁、ナイフ類その他鋭利な物
- (3) 毒物、劇物その他有害物質
- (4) 発炎筒、爆竹、花火、爆発物、火薬その他可燃性の危険物
- (5) 石、鉄パイプ、棒、ハンマー、チェーン、レーザーポインター、その他凶器等として使用されるおそれのある物
- (6) 競技会の運営に支障を及ぼすおそれのある看板、横断幕、旗、プラカード等
- (7) 塗料類（ペンキ類）
- (8) スケートボード、ローラースケートその他これらに類する遊具
- (9) 無線通信機器（携帯電話、PHS、スマートフォン等の携帯端末を除く。）

- (10) 酒類
- (11) ドライアイス
- (12) 動物類（身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬及び介助犬をいう。）を除く。）
- (13) 投てき等により人又は物に危害を与えるおそれのある物
- (14) ホイッスル、拡声器、楽器その他大きな音が出る物
- (15) 通行に支障を及ぼすおそれのある大型又は大量の荷物
- (16) 遠隔操作、自動操縦等により飛行させることのできる無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第132条の規定により、人が集まる空域等での飛行を禁止されているドローン、カメラ内蔵型マルチコプター、ラジコン飛行機、ラジコンヘリコプター等をいう。次条第19号において同じ。）
- (17) その他入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼし、競技会の運営及び進行を妨げ、又はこれらのおそれのある物

（禁止行為）

第6条 入場者等は、会場において次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、会長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 立入りを制限され、又は禁止された区域に正当な理由なく立ち入ること。
- (2) 競技場、観戦席等へ物を投げ入れ、又は発射すること。
- (3) 施設、器物、装置等を汚損若しくは破損し、又は正当な理由なく操作を行うこと。
- (4) 入場者等を脅迫し、威圧し、侮辱し、若しくは挑発し、又は入場者等の通行の妨害となる行為をすること。
- (5) 選手等、大会関係者との面会を強要し、又は会場内において居座ること。
- (6) 会場秩序を乱すおそれのある行為をすること。
- (7) 所定の場所以外で喫煙すること。
- (8) 所定の場所以外でごみその他の汚物を廃棄すること。
- (9) 飲酒すること及びアルコール等により酩酊した状態で入場し、又は入場しようとする事。
- (10) 所定の場所以外に車両若しくは自転車を乗り入れ、又は駐車若しくは駐輪をすること。
- (11) 電熱器、ガス器具その他これらに類する火気器具を使用すること。
- (12) テント、小屋掛けその他これらに類する工作物を設けること。
- (13) 商行為、寄附金の募集、広告物の掲示等をすること。
- (14) 文書、図書、図面、印刷物その他の物を配布し、又は掲出すること。
- (15) 宣伝、勧誘、署名活動、演説、講演、布教、集会又は喧騒に当たる行為をすること。

- (16) 競技会場に正当な入場券等を所持せず入場し、又は入場しようとする事（入場券等を不要としている場合を除く。）
- (17) 設備等に施された錠、封印、テープ等を損壊し、開封し、又は改変すること。
- (18) 撮影を制限し、又は禁止した区域で写真又は映像を撮影すること。
- (19) 遠隔操作や自動操縦等により飛行させることのできる無人航空機を飛行させること。
- (20) その他会場秩序の保持及び競技会の円滑な運営を妨げ、入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼし、又はこれらのおそれのある行為をすること。

（遵守事項）

第7条 入場者等は、会場において次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職員の指示、案内、誘導等に従い行動すること。
- (2) 指定された場所において観戦し、職員から席の移動を求められたときは、これに従うこと。
- (3) 実行委員会が手荷物、所持品等の検査を行うときは、これに協力すること。
- (4) 職員に入場券、身分証明書等の提示を求められたときは、これに応じること。
- (5) IDカードは明確に見える場所に必ず着用すること。

（入場の制限等）

第8条 会長は、この要項に違反した入場者等及び職員の指示に従わない入場者等に対しては、会場への入場を拒み、又は退場を命ずるなどの必要な措置をとることができる。

2 会長は、競技会場が満席となったときその他競技会の安全な運営のため必要と認められるときは、入場制限を実施することができる。

（その他）

第9条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。この場合において、第5条から第7条までに係る事項について定めようとするときは、会長は、必要に応じ、施設管理者と協議するものとする。

附 則

この要項は、令和4年5月27日から施行する。